

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年2月25日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 小林 豊

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している気象レーダー装置（以下、「本装置」という。）の点検・調整及びレーダーの保守点検等に関する研修を実施するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の構造及び動作の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 気象レーダー装置点検・調整等（秋田レーダー）
- (2) 業務内容 気象レーダー装置の点検・調整作業及びレーダーの保守点検等に関する研修
- (3) 履行期間 令和7年10月31日（金）

3 業務目的

- (1) 気象レーダー装置の点検・調整を実施し、本装置の観測精度の維持を図ることにより、レーダー気象観測の円滑な遂行を図る。
- (2) レーダーの保守点検を行う職員を対象として、実機を使用したレーダー機器の保守点検等に関する知識と技術を修得するための保守研修を実施し、保守点検業務の円滑な運用を図る。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

気象レーダー装置は、電波を利用して大気中の降水強度等を測定しており、本装置による観測結果を気象資料伝送網等により全国の予報担当官署に伝送し、当庁における予・警報業務を担う重要な装置であることを理解し、レーダー気象観測業務に支障を与えずに本業務を実施する技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

気象レーダー装置の性能・機能仕様を理解し、別添仕様書に示す個々の要件を満足する点検・調整及び保守研修を行うための設備・システム、並びに装置全体として所要の性能を発揮させるための設備・システムを有すること。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

- ② 当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

レーダー装置の製造若しくは点検調整の実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 下村 政人

電話 03-6758-3900（内線2520）

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年2月25日（火）から令和7年3月14日（金）まで （1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和7年3月17日（月）17時まで （1）に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

(Email:kishou-keiyaku@jma.go.jp 宛てに送付すること。)

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。